

生涯学習プラットフォーム構築事業 業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

生涯学習センターでは、市民の多様な生涯学習の推進のため、生涯学習講座を開催しており、多くの市民が講座を受講している。この講座への受講申込ははがき、FAX 等に限られ、申込方法の煩わしさが利用者負担と学びの機会の損失に繋がっている。加えて、受講履歴等が自身で把握しづらいため、継続的な受講のモチベーション維持に繋がらない、市内に在住する外国の方が生涯学習に参画しづらい、といった課題がある。

これらの課題解決のため、現在のホームページをリニューアルし、講座のオンライン申込、受講履歴・申込状況が把握できるマイページ機能、外国人に対応する多言語対応等の機能を備えた生涯学習プラットフォームとして構築することで、さらなる市民の多様な生涯学習の推進を図る。この事業実施にあたり、企画提案（プロポーザル）により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

生涯学習プラットフォーム構築事業業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 業務内容

高岡市生涯学習センターのホームページを生涯学習プラットフォームとしてリニューアルするもの。別紙1「生涯学習プラットフォーム構築事業業務仕様書」のとおり。

(3) 発注課

教育委員会生涯学習・スポーツ課

(4) 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

3, 500, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

(1) 参加者に必要な資格

(ア)高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）

(イ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(ウ)高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(エ)本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (Ⅰ) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (Ⅱ) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (Ⅲ) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (Ⅳ) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者

- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

4 スケジュール

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

No	内容	期間
1	募集要領等の公表	令和8年10月19日（月）
2	質問の受付期限	令和8年10月28日（水）午後5時まで
3	質問の回答	令和8年11月2日（月）
4	参加表明書等の提出期限	令和8年11月10日（火）午後5時まで
5	提案書等提出期限	令和8年11月17日（火）午後5時まで
6	審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)	令和8年11月24日（火）（予定）
7	選定結果の通知	審査後、速やかに
8	契約締結	令和8年11月下旬（予定）

5 募集要領等の配布

高岡市ホームページに掲載（下記ページでダウンロード可能。）

https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kyoikuiinkai_shogaigakushu_sportska/2/7/14393.html

6 企画提案に関する質問受付及び回答

提出期限：令和8年10月28日（水）午後5時まで

提出方法：電子メールにて生涯学習・スポーツ課へ提出（電話受付不可）

提出先：syoun-spo@city.takaoka.lg.jp

回答方法：質問と回答は本市ホームページで、令和8年11月2日（月）までに回答

- ・プロポーザル内容等についての事前説明会は行わない。
- ・質問書の様式は任意とする。
- ・質問の受付期限後に提出されたものは一切受け付けない。

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期限：令和8年11月10日（火）午後5時まで（必着）

提出方法：上記6と同じ

提出先：上記6と同じ

提出書類：・参加表明書（様式第1号）1部

・会社概要書（様式第2号）1部

8 企画提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 ・企画提案書
- ①目次（任意様式）
 - ②提案事項（任意様式）
 - ③同種・類似業務の実績調書（様式第3号）
 - ④スケジュール（任意様式）
 - ⑤見積書（任意様式）
- ※詳細については別紙2「提案書作成要領」を参照のこと。
- (2) 提出部数 企画提案書について紙媒体にて各8部（正本1部、副本7部）
※各書類は審査員に配布するため、副本7部については、提案業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。
- (3) 提出方法 持参または簡易書留による郵送
- (4) 提出期限 令和8年11月17日（火）午後5時まで
※郵送の場合も同日必着する。また、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 宛

9 審査及び選定

- (1) 審査実施 令和8年11月24日（火）予定（時間等については別途通知）
- 本企画提案における審査として、提出された企画提案書等をもとに選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）を以下のとおり実施する。ヒアリングを実施する時間及び会場は、企画提案書を提出した事業者に別途通知する。
- ・各企画提案につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。
 - ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。
 - ・プレゼンテーションでは、企画提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点を中心に説明を行うこと。
 - ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、接続用ケーブルは持参すること。）
 - ・説明員の人数は、3人までとする。
- (2) 審査方法・選定
- 本企画提案では、選考委員会において提案者が提出した企画提案書等の内容及び

プレゼンテーション・ヒアリングの内容について別紙3「審査基準」を参考に総合的に審査し、点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。受託候補者とするのは、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が60点以上の提案者に限る。

提案者が1社の場合については、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が60点未満の場合は、選定の対象外とする。

(3) 事業者への結果通知

審査結果は、後日書面で採否のみ通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、次の内容を高岡市ホームページにおいて公表する。

- ・ 提案者総数
- ・ 契約候補者の名称、総得点
- ・ 契約候補者以外の提案者の各総得点（社名等は、非公開とする。）

10 参加者の失格

提案者が以下のいずれかに該当した場合は、提案を行うことができなくなり、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで提案内容の細部について調整を行い、委託条件を協議のうえ契約を締結する。
- (2) 参加申込後、プロポーザルを辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

12 留意事項

本業務は、内閣府の「地域未来交付金（デジタル実装型）」を活用して実施する。

本業務の成果等については、業務終了後に内閣府に実績報告を行う。また、会計監査院による実地検査が想定され、後日、資料提供等の協力を依頼する場合がある。

13 提出・連絡・問合せ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 佐賀、高橋

T E L : 0766-20-1454

e-mail : syou-spo@city.takaoka.lg.jp